

令和5年度ケアラー居場所づくり支援事業補助金

Q & A

	質問	回答
1	補助金を申請するにあたり、居場所づくり活動（ケアラーズカフェ）は、月何回以上開催しなければならない等の要件はありますか。	何回以上開催する等の要件はありませんが、安定した開催運営ができるようにしてください。
2	ヤングケアラーではなく、もっと年代の高い介護者を対象にケアラーズカフェを開催したいのですが、補助対象となりますか。	補助対象となります。なお、ヤングケアラーと思われる子どもが参加を希望した場合には、必要に応じて関係機関につなぐ等の支援をしてください。
3	現在、ケアラーズカフェを運営しています。補助を活用して、別の新たなケアラーズカフェを開きたいと考えていますが、対象となりますか。	新たな活動拠点でケアラーズカフェを始めるということなので、その立ち上げに要する経費は対象となります。
4	認知症カフェを運営しており、新たにその家族（ケアラー）を対象とした活動を始めたいです。対象となりますか。	新たな活動を始めるために要する経費は対象となります。ただし、継続的に発生する運営費用は対象となりません。
5	現在、子どもの支援活動を行っています。その場所でヤングケアラーが集まるカフェを新たに始めたいのですが、対象となりますか。	ヤングケアラーが集まるカフェを新たに始めるために必要な経費は対象となります。現在の活動に用いる経費（運営費用）は対象となりません。
6	現在、当事者とケアラーの両方を対象としたカフェの活動をしていますが、対象となりますか。	ケアラーズカフェの立ち上げ支援が目的の補助金ですので、現在の活動に用いる経費（運営費用）は対象となりません。
7	現在、ケアラーズカフェを運営しているが、規模を拡大して受け入れ人数を増やしたいです。対象となりますか。	新たに活動規模を拡充するために要した費用は対象となります。ただし、現在の活動に用いる経費（運営費用）は対象となりません。
8	現在、当事者とケアラーを対象としたカフェの活動をしています。新たにオンラインでも集まれるように活動を拡充させたいのですが、対象となりますか。	現在の活動に用いる経費（運営費用）は対象となりませんが、オンライン化（機器の購入等）して、新たに活動を拡充するための経費は対象となります。

9	オンラインだけで設置運営することも対象となりますか。	対象となります。神奈川県内のケアラーが参加することを主な目的とし、拠点(運営者の主な活動場所)が神奈川県内にある場合に限ります。
10	ケアの当事者同士で集まり、交流する活動を始めたいのですが、ケアラーズカフェとして補助対象になりますか。	神奈川県内に拠点を置き、ケアラーズカフェとして実施する活動であれば、対象となります。
11	ケアラーズカフェをすでに設置、運営していますが、今年度中にカフェでイベント(講師を招いて勉強会、バザー等)を開催予定です。それにかかる経費は補助対象となりますか。	ケアラーズカフェの立ち上げ支援が目的の補助金ですので、イベントにかかる費用は対象なりません。
12	現在、公民館を定期的に借りて、支援が必要な家庭の子どもを対象に学習支援を週1回実施しています。今回、実施回数を増やし、受入れ人数の増加し、ヤングケアラーも受け入れる予定ですが、増やした分の会場使用料や物品の購入費は補助対象になりますか。	会場使用料は継続的に発生する費用のため、対象なりません。 一方で、物品に関しては、開催日を増やすために必要な物品の購入費は対象になります。
13	現在、子どもの学習支援の活動を行っています。ヤングケアラーの受入れも始めようと考えていますが、補助の対象となりますか。	ヤングケアラーの受入れを始めることにより、新たに初期費用が発生した場合は対象となります。継続的に発生する運営費用は対象なりません。
14	現在、借り上げた住宅で学童保育を実施しています。その時間を利用して、現在の利用者の中で希望者を対象に、学習支援も行う計画を立てています。その場合、学習支援に必要な物品を購入したいのですが、補助対象になりますか。	学童保育とは別に、ヤングケアラー等の子どもを対象とした学習支援の場を設ける場合は対象になります。 ただし、学童保育の中のメニューの一つとして、ヤングケアラーの学習支援を行う場合は対象なりません。
15	ケアラーズカフェをオンラインでも行えるよう、パソコンやタブレットの購入費用、Wi-Fi環境を整えるための工事費用は、補助対象になりますか。	備品購入費は対象になります。 一方で、継続的に発生する費用(パソコンのリース代等)には当てられません。
16	ケアラーズカフェで用いるお菓子やお茶代等は対象となりますか。	そういう食糧費は、継続的に発生する費用として、対象なりません。

17	ヤングケアラーを対象とした絵画教室を始めようと考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での学習を補う（学習支援）ことを目的としているのであれば、対象となります。なお、経費の内容によっては個別に確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。
18	学業に不安を抱えるヤングケアラーの学習支援を実施しますが、学習の合間のレクリエーション（お絵描き、トランプやボードゲーム、運動等）で使用する物品は補助の対象となりますか。	学習の合間のレクリエーション用であれば、補助対象経費に含めていただいて構いません。なお、経費の内容によっては個別に確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。
19	ケアラーズカフェを実施するのに、利用者から費用を徴収することを考えています。そのような事業でも補助対象となりますか。	会場使用料やドリンク提供代など、開催に当たって実際にかかる費用（実費）であれば差し支えありません。 一方、営利目的の活動（学習塾等）や、実費負担以上に費用を徴収する活動は、補助対象とできません。
20	ヤングケアラーの学習支援を実施しますが、来る子どもは全員ヤングケアラーでなければならないのですか。	その必要はありません。ヤングケアラーの状態と思われる子どもも、支援が必要な子どもなど幅広く受け入れていただきたいと考えています。
21	要領に記載の「新たに活動規模等を拡充するもの」とは具体的にどのようなことを指しますか。	現在の活動内容から、受け入れ人数や実施日数・回数を増やすもの、オンライン化により活動規模を拡大するものが対象となります。実施計画書には、それがわかるような記載をしてください。 なお、活動拠点を増やす場合は、新たな拠点での活動を始めるということになるため、対象となります。 いずれの場合も、対象経費は立ち上げに係る初期費用であり、継続的に発生する運営費用は対象となりません。
22	賃借料や使用料、月額利用料、共益費は対象となりますか。	継続的に発生する費用として、対象となります。
23	新たに始める活動拠点として、公民館を借りる予定です。会場使用料は対象となりますか。	会場使用料は継続的に発生する費用として、対象となりません。

24	新たに始める活動拠点を継続的に借りるための家賃・敷金・礼金・不動産仲介手数料等は対象となりますか。	<p>家賃は継続的に発生する費用として、対象となりません。</p> <p>敷金は預け金であり、返金されるため対象とはなりません。</p> <p>礼金や不動産仲介手数料等、賃借する際の初期費用として発生する手数料は対象となります。</p> <p>ただし、市場価格と比較して明らかに高額である場合は補助対象とはなりません。</p>
25	新たに始める活動の周知や広報に係る費用は対象となりますか。	広報媒体を用いた広告費用は対象となりません。なお、印刷製本費に該当するチラシ等の作成費用は対象となります。
26	活動拠点を整備するための費用は対象となりますか。	活動拠点として整備するための改修、清掃、物品を運び入れる運搬費用は対象となります。
27	賃貸物件を活動拠点にする場合、その場所の改修費用は補助対象となりますか。	賃貸物件でも改修費用は補助対象となります。
28	物品の納品が令和6年4月1日以降となる場合、その費用は補助の対象となりますか。	令和6年3月31日までに支払い完了していても、同日までに納品等、契約が履行されていなければ対象となります。
29	令和6年3月31日までに改修は完了しましたが、支払いは令和6年4月1日以降となりました。その費用は補助の対象となりますか。	令和6年3月31日までに支払い完了していないければ対象となります。
30	この補助金を申請するにあたって、法人格を取らなければならないですか。	福祉関係のボランティア団体等(任意団体を含む)としていますので、法人格がなければならないものではありません。
31	ケアラーズカフェの設置を目指していますが、令和5年度中は準備に時間がかかり、初回の開催は令和6年度になる見込みです。補助金の申請はできますか。	令和5年度中に設置、運営開始していただくことが必要です。
32	今年度中に設置運営の予定だが、コロナウイルスの感染等でやむを得ず開催できなかった場合は、どうなりますか。	個別にご相談ください。